２０２６年9月２５日

お客様　各位

岩井農業協同組合

株式配当金領収証の店頭での取扱停止について

平素より岩井農業協同組合をご愛顧いただき，厚く御礼申しあげます。

さて，お客様が保有する株式の配当金のお受取り方法につきまして，今後、貯金規定を改正したうえで，2027 年 3 月 31 日をもちまして，配当金領収証の持参による当組合店頭での受入を停止させていただく予定です。

これまで当組合に株式配当金領収証をご持参いただいておられましたお客様におかれましては，大変お手数をお掛けいたしますが，保有する株式の配当金を一括して銀行等の預貯金口座で受領する方法（登録配当金受領口座方式），もしくは証券会社の取引口座で受領する方式（株式数比例配分方式）へのご変更いただくか，郵便局または他金融機関へのご持参をお願い申しあげます。

変更のお手続きにかかる詳しい内容につきましては，お取引きのある証券会社へご相談をお願い申しあげます。

今後とも岩井農業協同組合との変わらぬお取引を賜わりますよう，よろしくお願い申しあげます。

以　上

本件に関するお問い合わせ先

岩井農業協同組合　金融部信用課

☎０２９７－３５－１４６４